



宮 崎 県 公 報

平成27年11月5日(木曜日) 第 2740 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)……………(砂防課) 1

頁

○土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)……………(砂防課) 1
公 告
○地域森林計画の案の縦覧……………(森林経営課) 2
○地域森林計画の変更の案の縦覧……………(") 2
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 2

告 示

宮崎県告示第 672号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 年居-3地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市佐土原町東上那珂字山崎6986-1
2	" " " " 6979
3	" " " " 字飯塚6412
4	" " " " 6412
5	" " " " 6410-1
6	" " " " 6410-1
7	" " " " 6419
8	" " " " 字山崎6948-3
9	" " " " 6948
10	" " " " 6902
11	" " " " 6964-2地先法定外公共物(道路)

宮崎県告示第 673号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 迫南地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地

の区域
(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	串間市大字都井字迫前1866番
2	" " " " 字古迫1849番
3	" " " " 1849番
4	" " " " 1849番
5	" " " " 字迫南1893番
6	" " " " 1894番
7	" " " " 1894番
8	" " " " 1897番1
9	" " " " 1906番
10	" " " " 字迫前1889番10
11	" " " " 1889番10
12	" " " " 1868番

宮崎県告示第 674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年宮崎県告示第433号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年11月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	市振西	I-1-1767	急傾斜地の崩壊
	鯛名第6	I-1-1466	急傾斜地の崩壊
	鯛名第9	I-1-3626	急傾斜地の崩壊
	鯛名第11	I-2-0245	急傾斜地の崩壊
	本村	I-1-3721	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成19年宮崎県告示第 956号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 箇 所（ 溪 流 ） 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類
高千穂町	所 尾 野	I - 1 - 1791	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成27年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名 称
耳川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間
平成27年11月 5 日から平成27年12月 3 日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成27年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名 称
五ヶ瀬川森林計画区、大淀川森林計画区、広渡川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間
平成27年11月 5 日から平成27年12月 3 日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年11月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画
財光寺池地区地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県土整備部都市計画課
宮崎県日向土木事務所